

## 事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間            6年    8月    1日～        9年   3月31日までの   3年間

2. 内容

目標1：男性の子育て目的の休暇の取得促進  
男性正社員の3歳児未満の子育て休暇は年に特別休暇1日取得できる

<対策>

- 6年   8月   社員への周知

目標2：不妊治療を受ける労働者に配慮した措置の実施  
不妊治療を受ける正社員には、年に6日の無給休暇を取得できる

<対策>

- 6年   8月   社員への周知

目標3：出産や子育てによる退職者についての再雇用制度の実施

<対策>

- 6年   8月   社員への周知